

平成28年8月24日

宮古島市議会議長殿

陳情人

沖縄県宮古島市下地字川満1684番地の1

猪澤也寸志 印

090-3410-3039

参議院議員伊波洋一氏の質問主意書に対する政府答弁書において、  
再三、政府が作成指示を通知している「避難実施パターン」の策定かつ公開を  
自衛隊配備承認前に宮古島市が完了することを要請する陳情

### 【要旨】

参議院議員伊波洋一氏の質問主意書（資料1）に対する政府答弁書（一について）では、「政府としては、宮古島市は、平成二十八年八月三日時点において避難実施要領のパターンを作成していないと認識している。消防庁としては、平成十八年一月に市町村が避難実施要領のパターンを作成する際のマニュアルを示しているほか、平成二十二年五月及び平成二十七年十一月には、都道府県を通じて、市町村に対し避難実施要領のパターンを作成するよう通知を发出しているところであるが、今後とも引き続き、未作成市町村に対し、避難実施要領のパターンの作成を働きかけてまいりたい。」と明記されています。（資料2）

国民保護法第3条（（国、地方公共団体等の責務）および第16条（市町村の実施する国民の保護のための措置）に従って、平成20年に宮古島市が策定した市国民保護計画は、8年後の今現在においても、その計画の中で作成を明記した避難実施パターンに着手していません。前述の政府答弁書にもあるように、政府は、再三、宮古島市に対して、避難実施パターンの作成を通知要求しています。なぜなら、有事法制において国民保護法の実効性を担保することは、国際人道法の国内実施を確実にする上でも不可欠な関係法令だからです。

市長は「自衛隊配備承認は、関係法令への適合を確認後」と公言されていますが、住民の生命と財産を守ることを付託された市長としてはきわめて重要な責務と察します。自衛隊配備に伴う建築関連法や環境関連法との適合確認はもちろんですが、何よりも有事において、宮古島市民が戦闘に巻き込まれない住民避難や住民保護のための国民保護法への適合確認を最優先しなければなりません。先だつての防衛省説明会でも「有事の初動部隊」を配備することが確実であり、この有事に備えた宮古島市国民保護計画（資料3）を、複数の武力攻撃事態かつ多様な侵略ケースに対応した実効可能な避難実施パターンの作成が、今現在、最優先しなければならない「関係法令への適合確認」となります。

よって、自衛隊配備承認前の避難実施パターン作成は、市長が自ら課した最大の義務となります。

### 【資料】

1. 伊波参議質問主意書
2. 政府答弁書
3. 宮古島市国民保護計画（抜粋）